

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月10日

【四半期会計期間】 第63期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 世紀東急工業株式会社

【英訳名】 SEIKITOKYU KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小寺 浩

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 古川 司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部主計グループリーダー 松永 啓

【縦覧に供する場所】 世紀東急工業株式会社 名古屋支店
(名古屋市千種区今池五丁目24番32号)

世紀東急工業株式会社 関西支店
(大阪市北区野崎町7番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第1四半期 連結累計期間	第63期 第1四半期 連結累計期間	第62期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	9,871	9,214	59,365
経常利益又は 経常損失 () (百万円)	391	587	1,943
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失 () (百万円)	450	611	1,715
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	459	611	1,705
純資産額 (百万円)	7,890	7,923	8,544
総資産額 (百万円)	41,189	43,616	47,339
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は 四半期純損失金額 () (円)	3.07	4.07	11.85
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			6.16
自己資本比率 (%)	19.2	18.2	18.1

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在いたしますが、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4 第62期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、連結子会社であった中外エンジニアリング株式会社(建設事業)は、重要性が低下したため、当第1四半期連結累計期間より、連結の範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災で寸断されたサプライチェーンの復旧が進み、企業の生産活動や輸出には持ち直しの動きが見られたものの、電力供給制約の影響に加え、原材料価格の高騰、さらには円高基調が続く為替市場の動向や海外経済の減速に対する懸念が広がるなど、先行きへの不透明感は強く、依然として予断を許さない状況のまま推移いたしました。

道路建設業界におきましても、国の平成23年度予算における公共投資関係費は補正予算の編成により前年度を上回るとの見通しが示されているものの、当第1四半期においては予算執行による建設需要の増加が顕在化するには至らず、企業間競争が熾烈を極めるなか、主要資材であるアスファルトの仕入価格上昇も相俟って、事業環境はより一層厳しさを増しました。

このような状況のもと、当社グループでは、社会資本整備の一端を担う企業グループとして、事業活動を通じ震災の復旧・復興支援に尽力する一方、本年5月に策定した中期3ヶ年経営計画に基づき、収益の源泉となる工事受注の確保や舗装用資材の販売促進に全力を挙げて取り組むとともに、経営資源の効率的な活用や調達コストの見直しを進めるなど、収益構造の改善を推し進め、利益確保に努めてまいりました。

しかしながら、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、受注高（製品売上高および不動産事業等売上高を含む）は121億56百万円（前年同期比7.8%減）、売上高は92億14百万円（前年同期比6.7%減）、経常損失は5億87百万円（前年同期は3億91百万円の経常損失）、四半期純損失は6億11百万円（前年同期は4億50百万円の四半期純損失）にとどまり、いずれも前年同期を下回る結果となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

なお、完成工事高、売上高および営業損益（セグメント損益）についてはセグメント間の内部取引高等を含めた調整前の金額をそれぞれ記載しております。

また、当第1四半期連結会計期間より、セグメント情報における利益または損失の測定方法を変更いたしております。当第1四半期連結累計期間の比較情報および変更による影響等につきましては、「第4経理の状況」注記事項（セグメント情報等）の記載をご参照ください。

「建設事業」

建設事業につきましては、受注高は82億83百万円（前年同期比12.9%減）、完成工事高は53億40百万円（前年同期比13.8%減）、営業損失は2億93百万円となりました。

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業につきましては、売上高は51億93百万円（前年同期比6.7%増）、営業利益は2億86百万円となりました。

「その他」

その他不動産事業等につきましては、売上高は1億70百万円（前年同期比6.1%増）、営業利益は32百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

「資産の状況」

当第1四半期連結会計期間の資産合計は、前連結会計年度と比較し37億22百万円減少の436億16百万円となりました。売上債権が減少したことなどにより流動資産は35億92百万円の減少となり、また、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産がそれぞれ減少したことにより、固定資産は1億30百万円の減少となりました。

「負債の状況」

当第1四半期連結会計期間の負債合計は、前連結会計年度と比較し31億1百万円減少の356億93百万円となりました。流動負債は、仕入債務が減少したことなどにより26億59百万円の減少となり、また、借入金の一部を返済したことなどにより、固定負債は4億41百万円の減少となりました。

「純資産の状況」

当第1四半期連結会計期間の純資産合計は、四半期純損失6億11百万円を計上したことにより、前連結会計年度と比べて6億21百万円減少の79億23百万円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当社グループは「(5) 経営成績に重要な影響を与える要因および経営戦略の現状と見通し」に記載のとおり長年にわたり厳しい事業環境を強いられており、このような状況に対処すべく当社およびグループ各社では、従前より収益力の向上と財務体質の強化に全社を挙げて取り組んでおります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

近年、道路建設事業を取り巻く環境は大きく変化しており、環境保全に対する関心の高まりや公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行などにより、企業の技術力や提案力が工事受注、製品販売に与える影響は、今後ますます大きくなる状況にあります。

このような状況のなか、当社におきましては、環境への配慮や安全確保、コストの縮減など、社会のニーズが高まっているテーマを中心に研究開発を行なうとともに、高品質、高付加価値の施工、商品の提供に努めております。

なお、当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、67百万円となりました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因および経営戦略の現状と見通し

道路建設業界では、建設投資の縮小により厳しい事業環境を強いられており、中長期的にみても公共事業費のさらなる減少が避けられないなか、今後とも企業間競争は熾烈を極めるものと予想されます。また、入札等に係る制度改革、コスト競争の激化、世界的な環境意識の高まり、さらには資源価格変動リスクの増大など、この数年における事業環境の変化は著しく、建設産業が大転換期を迎えるなか、企業が生き残り、成長を続けていくためにはこうした環境変化への迅速かつ適確な対応が必要不可欠となっております。

このような状況のなか、当社グループでは、事業環境の変化に即応し安定的・継続的に収益を確保できる経営基盤を確立すべく、平成23年5月、「中期3ヶ年経営計画」を策定いたしました。本計画は、経営資源の効率的な活用や調達コストの抜本的な見直しを進めるなど、これまで実行してきた収益構造の改善と財務基盤強化に向けた取り組みをさらに深化させる一方、PFI事業への参画など、将来を見据えた成長戦略について、より積極的な展開を図ることを骨子としており、当社グループは、これら諸施策を着実に実践することにより、本業収益力の維持向上と競争力ある企業構造への変革を加速度的に推進し、持続的成長に向けた礎を築いてまいります。

また、社会資本整備の一端を担う企業グループとして、総力を挙げて震災の復旧・復興支援に尽力することはもとより、安全・品質の確保や環境保全、コンプライアンスに対する取り組みをより一層強化するなど、生活基盤創造企業としての責務を誠実に果たし、引き続き社会からの信頼に応え、企業価値の向上に努めてまいり所存であります。

なお、当社グループの経営成績は、経済情勢や資材価格、金利の動向等により変動する可能性があり、業績に影響を与える可能性のある事項の詳細につきましては、第62期有価証券報告書（平成23年6月29日提出）第一部第2「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループでは、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めております。ここ数年の建設投資全体の動向を鑑みると、今後も当社グループを取り巻く事業環境はさらに厳しさを増すものと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社グループでは、将来にわたって生き残りを図るため、さらなる収益構造の改善と財務基盤の強化に向け、各施策に取り組んでまいり所存であります。

(7) 自己株式（優先株式）の取得について

優先株式が普通株式に転換されることによる普通株式の希薄化を抑制するため、平成23年7月22日開催の取締役会において、A種優先株式の一部およびB種優先株式の一部について、当社定款に定める取得条項に基づき、次のとおり取得することを決議いたしております。

A種優先株式の取得

取得株式の種類 : 世紀東急工業株式会社 A種優先株式
取得株式の総数 : 1,000,000株
取得価額 : 525,000,000円（1株あたり525円）
取得予定日 : 平成23年8月31日
取得する相手方 : 東急建設株式会社

B種優先株式の取得

取得株式の種類 : 世紀東急工業株式会社 B種優先株式
取得株式の総数 : 1,000,000株
取得価額 : 500,000,000円（1株あたり500円）
取得予定日 : 平成23年8月31日
取得する相手方 : フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー投資事業組合

なお、文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

「第2 事業の状況」における売上高等の金額には、消費税等は含まれておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	481,600,000
A種優先株式	6,000,000
B種優先株式	12,400,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	144,772,037	157,072,037	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式 4、5
A種優先株式 1	5,000,000	5,000,000		2、4、5
B種優先株式 1	8,250,000	8,250,000		3、4、5
計	158,022,037	170,322,037		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日から有価証券報告書提出日までのA種優先株式およびB種優先株式の取得請求権行使に伴い発行された株式数は含まれておりません。

- 2 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたしております。
3 2 A種優先株式の内容

A種優先株式に設定している「普通株式を対価とする取得請求権」には、株価を基準とする行使価額修正条項が付されており、本株式取得の対価として交付される普通株式数は、下記(7)の方法により、取得請求権行使の都度、上限転換価額(当初転換価額の100%に相当する額)および下限転換価額(当初転換価額の60%に相当する額)の範囲内で修正される転換価額に基づき算定されます。

なお、提出日現在発行されているA種優先株式の全てについて取得請求権が行使された場合、取得の対価として交付され得る普通株式数は、最大83,333,333株(提出日現在の発行済株式総数に対する割合は48.93%)であります。

また、A種優先株式には、下記(2)および(8)のとおり「金銭を対価とする取得条項」および「普通株式を対価とする取得条項」が設定されております。

株式の内容の詳細は、次のとおりであります。

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(2) 買受又は金銭を対価とする取得条項

当社は、法令で定める分配可能額(以下「分配可能額」という。)の範囲で、平成20年10月1日以降、いつでも、法令の手に従いA種優先株式を買受けることができる。

また、当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、A種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議による。なお、1株あたりの買受価額又は本取得の対価は、A種優先株式1株につき払込金額に105%を乗じた価額とする。

(3) 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成18年7月1日以降平成28年7月31日までの間において、毎年7月1日から同月31日までの間(以下「償還可能期間」という。)、各償還可能期間開始時点の最終事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める分配可能額(以下「分配可能額」という。)から2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部を1株あたり525円で当社に対して償還(A種優先株式を取得し、その対価として金銭を交付することをいう。)を請求することができる。ただし、「分配可能額」は最終事業年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を「分配可能額」から控除した金額とする。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 株式の併合又は分割

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について、株式の併合又は分割は行わない。

(6) 募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に依りて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を同時に同一の割合で与える。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、下記の条件にしたがって、その保有するA種優先株式を取得し、その対価としてA種優先株式1株あたり下記(口)(d)に定める数の普通株式を交付すること(以下「転換」という。)を請求することができる。

(イ) 転換請求期間

平成21年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(ロ) 転換の条件

(a) 当初転換価額

50円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成21年4月1日以降平成29年3月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正されるものとする(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる修正後転換価額は、当該転換請求がなされたA種優先株式を含むA種優先株式の全部に適用されるものとする。)、ただし、当該平均値が当初転換価額の60%に相当する額(ただし、下記(c)の調整を受ける。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(ただし、下記(c)の調整を受ける。)(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

A種優先株式発行後、時価を下回る払込金額で新たに普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式数

A種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は転換を請求することができる期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日をもって取得し、その対価としてA種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(9) 優先順位

優先株式相互間の残余財産の分配の支払順位は、別段の定めがある場合を除き、A種優先株式がB種優先株式に優先する。

4 3 B種優先株式の内容

B種優先株式に設定している「普通株式を対価とする取得請求権」には、株価を基準とする行使価額修正条項が付されており、本株式取得の対価として交付される普通株式数は、下記(6)の方法により、取得請求権行使の都度、上限転換価額(50円)および下限転換価額(40円)の範囲内で修正される転換価額に基づき算定されます。

なお、提出日現在発行されているB種優先株式の全て(ただし、自己株式1,230,000株を控除した株式数)について取得請求権が行使された場合、取得の対価として交付され得る普通株式数は、最大87,750,000株(提出日現在の発行済株式総数に対する割合は51.52%)であります。

また、B種優先株式には、下記(2)および(7)のとおり「金銭を対価とする取得条項」および「普通株式を対価とする取得条項」が設定されております。

株式の内容の詳細は、次のとおりであります。

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき500円を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(2) 買受又は金銭を対価とする取得条項

当社は、法令で定める分配可能額(以下「分配可能額」という。)の範囲で、いつでも、法令の手續に従いB種優先株式を買受けることができる。

また、当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、B種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議による。なお、1株あたりの買受価額又は本取得の対価は、B種優先株式1株につき500円とする。

(3) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 株式の併合又は分割

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について、株式の併合又は分割は行わない。

(5) 募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を同時に同一の割合で与える。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、下記の条件にしたがって、その保有するB種優先株式を取得し、その対価としてB種優先株式1株あたり下記(ロ)(d)に定める数の普通株式を交付すること(以下「転換」という。)を請求することができる。

(イ) 転換請求期間

平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(ロ) 転換の条件

(a) 当初転換価額

50円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成18年4月1日以降平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、B種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正されるものとする(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる修正後転換価額は、当該転換請求がなされたB種優先株式を含むB種優先株式の全部に適用されるものとする。)、ただし、当該平均値が40円(ただし、下記(c)の調整を受ける。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が50円(ただし、下記(c)の調整を受ける。)(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

B種優先株式発行後、時価を下回る払込金額で新たに普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式数

B種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が転換請求したB種優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

当社は転換を請求することができる期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日をもって取得し、その対価としてB種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(8) 優先順位

優先株式相互間の残余財産の分配の支払順位は、別段の定めがある場合を除き、A種優先株式がB種優先株式に優先する。

5 4 単元株式数は1,000株であります。

6 5 会社法第322条第2項の規定に基づく定款の定めは設けておりません。

7 資金調達手段を多様化し自己資本の充実を図るため、完全議決権株式である普通株式のほか、無議決権株式であるA種優先株式およびB種優先株式を発行いたしております。

8 A種優先株主またはB種優先株主と当社に、A種優先株式およびB種優先株式に設定された権利の行使、または当該株式の売買に関して取決められた事項はありません。

9 B種優先株式は、現物出資により発行(当初発行株式数12,400,000株のうち8,400,000株を現物出資(借入金(42億円)の株式化)により発行)されたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る普通株式を対価とする取得請求権が、以下のとおり行使されました。

B種優先株式

		第1四半期会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	(株)	1,580,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	(株)	15,800,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	(円)	50.0
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	(百万円)	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	(株)	2,180,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	(株)	23,318,072
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	(円)	46.7
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	(百万円)	

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注)1	15,800,000	159,602,037		2,000		500
平成23年6月30日 (注)2	1,580,000	158,022,037		2,000		500

- (注) 1 B種優先株式の取得請求権行使に伴い、普通株式15,800,000株を発行したものであります。
2 自己株式(B種優先株式 1,580,000株)の消却によるものであります。
3 平成23年7月1日から平成23年7月31日までの間に、B種優先株式の取得請求権行使に伴い、普通株式12,300,000株を発行したことにより、発行済株式総数は12,300,000株増加いたしております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成23年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 5,000,000 B種優先株式 9,830,000		「1 株式等の状況」「(1) 株式の総数等」「発行済株式」の「内容」欄の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 201,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 128,261,000	128,261	同上
単元未満株式	普通株式 510,037		同上 一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	143,802,037		
総株主の議決権		128,261	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式498株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園 2 9 3	201,000		201,000	0.14
計		201,000		201,000	0.14

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	816	1,373
受取手形・完成工事未収入金等	17,131	8,777
未成工事支出金	6,787	9,954
材料貯蔵品	361	326
短期貸付金	2,203	2,920
その他	3,320	3,629
貸倒引当金	118	72
流動資産合計	30,501	26,909
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	6,926	6,929
機械、運搬具及び工具器具備品	15,418	15,429
土地	12,169	12,169
減価償却累計額	18,499	18,638
有形固定資産合計	16,014	15,890
無形固定資産	121	119
投資その他の資産		
その他	1,498	1,512
貸倒引当金	796	814
投資その他の資産合計	701	697
固定資産合計	16,838	16,707
資産合計	47,339	43,616

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	19,353	15,331
短期借入金	1,000	1,000
未払法人税等	102	32
未成工事受入金	4,498	6,131
完成工事補償引当金	162	160
工事損失引当金	263	318
賞与引当金	383	192
その他	585	522
流動負債合計	26,348	23,688
固定負債		
長期借入金	8,650	8,150
退職給付引当金	3,693	3,751
その他	103	103
固定負債合計	12,446	12,005
負債合計	38,794	35,693
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	500	500
利益剰余金	6,062	5,441
自己株式	19	19
株主資本合計	8,542	7,921
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	1
その他の包括利益累計額合計	2	1
純資産合計	8,544	7,923
負債純資産合計	47,339	43,616

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	9,871	9,214
売上原価	9,201	8,704
売上総利益	669	509
販売費及び一般管理費	1,005	1,065
営業損失()	336	556
営業外収益		
貸倒引当金戻入額	-	4
土地賃貸料	4	4
雑収入	7	4
営業外収益合計	11	13
営業外費用		
支払利息	56	36
雑支出	10	8
営業外費用合計	66	44
経常損失()	391	587
特別利益		
固定資産売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	21	-
ゴルフ会員権償還益	1	-
特別利益合計	22	-
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	54	-
その他	3	-
特別損失合計	59	0
税金等調整前四半期純損失()	427	587
法人税、住民税及び事業税	23	23
少数株主損益調整前四半期純損失()	450	611
四半期純損失()	450	611

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	450	611
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	8	0
その他の包括利益合計	8	0
四半期包括利益	459	611
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	459	611
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、中外エンジニアリング株式会社は、総資産、売上高、四半期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。
(2) 変更後の連結子会社の数 6社

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金(当連結会計年度末21,748百万円)から直接減額しております。	1 債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金(当第1四半期連結会計期間末21,777百万円)から直接減額しております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1 当社グループの売上高は、通常の営業の形態として下半期、特に第4四半期連結会計期間に完成する工事の割合が高く、業績の季節的変動が顕著であります。	1 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費 186百万円	減価償却費 169百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	建設事業	舗装資材 製造販売 事業	計			
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	6,198	3,641	9,840	30		9,871
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		1,224	1,224	130	1,354	
計	6,198	4,866	11,065	160	1,354	9,871
セグメント利益	12	387	400	33	235	669

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等を含んでおります。

(注)2 セグメント利益の調整額の主なものは建設事業における間接費の配賦差額200百万円、予定配賦原価との差額60百万円であります。

(注)3 セグメント利益の四半期連結損益計算書計上額は売上総利益を記載しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	建設事業	舗装資材 製造販売 事業	計			
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,340	3,827	9,168	46		9,214
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		1,366	1,366	124	1,490	
計	5,340	5,193	10,534	170	1,490	9,214
セグメント利益又はセグメ ント損失()	293	286	6	32	581	556

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等を含んでおります。

(注)2 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額の主なものは、各事業セグメントに帰属しない本社管理部門等の一般管理費 579百万円であります。

(注)3 当第1四半期連結会計期間より当社が行う経営管理上のセグメント業績評価基準を変更したことに伴い、各事業セグメントの測定方法を変更しております。この変更により、セグメント利益又はセグメント損失()は四半期連結損益計算書の営業損失と調整をおこなっております。また、従来の方法によった場合に比べて、建設事業295百万円、舗装資材製造販売事業88百万円、その他100百万円の各セグメント利益がそれぞれ減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	3.07円	4.07円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	450	611
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	450	611
普通株式の期中平均株式数(千株)	146,574	150,287

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
自己株式(優先株式)の取得について	
当社は、平成23年7月22日開催の取締役会において、当社A種優先株式の一部および当社B種優先株式の一部について、当社定款に定める取得条項に基づき、取得することを決議しました。	
1. 取得の理由	優先株式が普通株式に転換されることによる普通株式の希薄化を抑制するため
2. 取得の内容	
(1) A種優先株式の取得	
取得株式の総数	1,000,000株
取得価額の総額	525,000,000円
取得予定日	平成23年8月31日
取得する相手方	東急建設株式会社
(2) B種優先株式の取得	
取得株式の総数	1,000,000株
取得価額の総額	500,000,000円
取得予定日	平成23年8月31日
取得する相手方	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー投資事業組合

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月10日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片桐春美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾浩明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている世紀東急工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。